

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日) 当たるときは、その翌日

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

土地改良区の定款の変更の認可(二件)

土地改良事業計画の適否の決定(六件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

都市計画法第六十六条による告示

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇ 人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◇ 地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等

告 示

鳥取県告示第六百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小山歯科医院	米子市車尾八六八十三	昭和五十七年五月十二日

鳥取県告示第六百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十七年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、花見東郷土地改良区の定款の変更を昭和五十七年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十五号

昭和五十七年四月二十八日付けで日南町から申請のあつた土地改良（花口（下花口）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年六月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十六号

昭和五十七年四月二十一日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（下見地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年六月二十六日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
東伯町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第六百二十七号
- 昭和五十七年四月二十一日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（野井倉地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十八号

昭和五十七年五月三十一日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（小林区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十九号

昭和五十七年五月二十一日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（本庄地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十号

昭和五十七年三月二十九日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（赤碕（宮木）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認め
たので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第
五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示す
る。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十一号

昭和五十七年五月十七日付けで河原町から申請のあつた下佐貫地区の換
地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二
十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二
条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとお
り告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路路事業 三一四―二西福原皆生線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

取用の部分

鳥取県米子市皆生字温泉、字離池沖山中及び字沖大境、上福原字北浜新田売、字北浜開、字大北浜ノ一、字北濱山中、字中大境及び字上大境、東福原字御建通大境、字浜田畷東、字水深、字式番割畷添工、字大バエ、字宍番割堂畷西、字前田通重助田及び字荒神北並びに西福原字八反、八畷通悪水西、字悪水西上中手添及び字西原悪水西地内

鳥取県告示第六百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年一月六日 鳥取県指令受都計第三百二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字東浜及び字荒神山道ヨリ北

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第六百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年二月二十六日 鳥取県指令受都計第四百九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字東浜及び字荒神山道ヨリ北
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市徳尾一七六一四
有限会社松本建設

代表取締役 松本一夫

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「財政課総括主計員」を「財政課総括主計員 人事課主幹」に改め、同表の知事の事務部局の工業試験場の項

中 場長 分場長 総務課長

を

場長 次長 分場長 総務課長

に改め、同表の知事の事務部局の農業試験場の項中

場長 総務課長

を

場長 次長 総務課長

に改め、同表の知事

の事務部局の畜産試験場の項中

場長 総務課長

を

場長 次長 総務課長

に改め、同表の備考の4中「人事」を「行

政改革、人事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十五日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三 子 夫

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閱 歴	委 嘱 年 月 日
石 田 登	大 四・四・一	米子市皆生一六八四一 二	鳥取県労働組合総評議会西部地区 評議会副議長	病院 〇(五七)三九一一〇〇 自宅 〇(五七)三一一三〇〇	博愛病院従業員組合執行委員長	昭 四・三・七
谷 口 富 雄	大 三・三・七	鳥取市浜坂一六一〇	国鉄労働組合米子地方本部鳥取支 部特別執行委員	組合 〇(五七)三二五〇一 自宅 〇(五七)三二七五	国鉄労働組合米子地方本部鳥取支 部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	昭 三・三・三
直 野 喜 光	昭 九・一・三	二 米子市加茂町一丁目二	弁 護 士	自宅 〇(五七)三二七三三		昭 四・四・七
勝 部 可 盛	昭 八・三・四	一 米子市上福原一四五九 六	弁 護 士 鳥取県地方労働委員会委員(会長 代理)	事務所 〇(五七)三二四八 自宅 〇(五七)三二四〇		昭 四・四・三
垣 田 堅 二 郎	大 四・二・六	七 倉吉市東岩倉町二二七	垣 田 病 院 院 長	病院 〇(五七)六一五二 自宅 〇(五七)六一六〇		昭 四・二・六
高 橋 務	大 四・三・二	四 米子市道笑町二丁目二	公 認 会 計 士 税 理 士 不 動 産 鑑 定 士	自宅 〇(五七)三一五〇〇		昭 五・三・〇
福 士 俊 一	大 三・二・〇	一 鳥取市浜坂字高熊一八 四 五	鳥 取 大 学 農 学 部 教 授 鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員	大学 〇(五七)六一〇三三 自宅 〇(五七)三一四四九		昭 五・三・七
田 中 蓬 篤	大 二・一・七	鳥 取 市 草 浦 四 五 五	鳥 取 大 学 教 育 学 部 教 授	大学 〇(五七)三二〇三三 自宅 〇(五七)三一五二六		昭 四・四・二
芳 村 尚 之	大 八・〇・三	〇 九 鳥取市相生町一丁目六	鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員	自宅 〇(五七)三一〇〇七	鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 事 務 局 長	昭 五・三・七
松 本 萬 寿 夫	大 五・一・三	境 港 市 渡 町 一 二 七 〇	境 港 市 史 編 さん 審 議 会 專 門 員 鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員	市役所 〇(五七)四一三二二 自宅 〇(五七)四〇五五	鳥 取 県 立 米 子 工 業 高 等 学 校 校 長 社 会 福 祉 法 人 鳥 取 県 厚 生 事 業 団 鳥 取 県 立 境 港 通 勤 寮 寮 長	昭 五・三・九
下 田 三 子 夫	明 四・四・五	五 鳥取市西町四丁目一	弁 護 士 税 理 士 鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員 (会 長)	自宅 〇(五七)三一五六七	広 島 地 方 裁 判 所 三 次 支 部 檢 事	昭 三・二・七

北尾才智	大吾・三・三三	西伯郡西伯町原四九〇	鳥取県労働者福祉協議会理事長 鳥取県地方労働委員会委員	県労働協 自宅 〇(九)五〇二二八八 〇(九)五〇二二九〇	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動 車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会議長	昭四・二・二六
中森義人	大吾・八・二	米子市浦津二五三	国鉄労働組合米子地方本部執行委 員長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇(合)三三二五七 自宅 〇(合)三三二〇九 県総評 〇(合)三三二九九 〇(合)三三二一〇 〇(合)三三二一〇	国鉄労働組合米子地方本部書記長 鳥取県労働組合総評議会副議長	昭四・〇・三三
神波尚典	昭三・三・二六	東伯郡東郷町長和田五 九八一三	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇(合)三三二六九 自宅 〇(合)三三二一〇 〇(合)三三二一〇	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動 車支部執行委員長	昭四・三・二六
箕浦正	昭六・一・〇三	倉吉市八幡町三三一一 一六	鳥取県現業職員労働組合特別執行 委員	地評 〇(五)二一七四 〇(五)二一七四 〇(五)二一七四	鳥取県現業職員労働組合執行委員 長	昭五・三・二七
本田皓人	昭九・四・三	東伯郡羽合町田後五七 〇一五	鳥取県労働組合総評議会中部地区 評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	自宅 〇(五)二一七四 〇(五)二一七四 〇(五)二一七四	全日通労働組合倉吉分会執行委員	昭五・三・二七
川勝敏和	昭二・八・二七	鳥取市栗谷町一三一 一	鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委 員長	組合(三洋) 〇(合)三三二四 自宅 〇(合)三三二四 〇(合)三三二四		昭四・三・一八
山本恒久	昭三・〇・三	米子市福市八六二一七	全水道山陰地区本部米子支部執行 委員長	市水道局 〇(五)三三二二 〇(五)三三二二 〇(五)三三二二	全水道米子水道労働組合書記長	昭五・三・二七
尾上賢二	昭三・九・二五	倉吉市大正町二丁目九	全日本労働総同盟鳥取地方同盟副 会長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長	組合(興和紡) 〇(合)二二八〇 自宅 〇(合)二二八〇 〇(合)二二八〇	興和紡績労働組合倉吉支部書記長	昭四・四・二六
石井信儀	昭四・六・三	鳥取市大覚寺七七一四 八	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書 記長 鳥取県地方労働委員会委員	地方同盟 〇(合)二二八 自宅 〇(合)二二八 〇(合)二二八	全日本労働総同盟鳥取地方同盟執 行委員	昭五・四・二六
岡村吉太郎	大三・三・二九	鳥取市中町一九	日ノ丸自動車株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇(合)三三二五 自宅 〇(合)三三二五 〇(合)三三二五	株式会社鳥取大丸代表取締役	昭四・三・二七
松田千歳	大六・五・七	米子市榎原八四七	米子商工会議所専務理事	会議所 〇(合)三三二五 自宅 〇(合)三三二五 〇(合)三三二五	鳥取県立米子東高等学校校長	昭五・三・二〇
由谷武之	大六・七・三	倉吉市余戸谷町二九九 一一一	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇(合)二二五〇 自宅 〇(合)二二五〇 〇(合)二二五〇	ヒシクラ醤油株式会社取締役	昭四・三・二六

鈴 木 実	大九・八・二	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協会 〇五〇三三二八四 自宅 〇五〇三三〇〇三	日本海新聞取締役論説委員長 鳥取県経営者協会事務局長	昭君・三・六
油 木 桓 志	大二・一・五	米子市東町一三	米子信用金庫常務理事	金庫 〇五〇三三二四一 自宅 〇五〇三三二四五	米子信用金庫業務部長	昭美・三・〇
田 中 和 夫	大二・九・〇	八頭郡用瀬町安蔵三四三	鳥取信用金庫理事長	金庫 〇五〇三三二四一 自宅 〇五〇三三二五	鳥取信用金庫常務理事	昭吾・四・六
尾 崎 喜 人	大二・九・三	鳥取市湖山町南五丁目六五一	鳥取商工会議所専務理事	会議所 〇五〇三三二六六 自宅 〇五〇三三二六九	社会福祉法人鳥取県厚生事業団常務理事	昭美・三・〇
藤 井 敏 郎	大二・〇・六	米子市皆生二〇九三	株式会社山陰放送専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇五〇三三二二一 自宅 〇五〇三三二六三	株式会社山陰放送常務取締役	昭美・三・六
小 林 繁	大五・七・四	米子市皆生一六六一—五四	米子機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇五〇三三〇三三 自宅 〇五〇三三二四五	株式会社米子鉄工所取締役	昭君・一・四
藤 田 忠 義	昭三・三・六	倉吉市福庭五四四—一	神鋼機器工業株式会社取締役総務部長	会社 〇五〇三三二二一 自宅 〇五〇三三二六一	神鋼機器工業株式会社総務部長	昭究・六・七
田 中 陽	大四・二・一	鳥取市青葉町三丁目三五—一	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 〇五〇三三二七五七 自宅 〇五〇三三二七四五	鳥取県衛生環境部衛生課長	昭美・一・三
原 田 芳 秋	大三・九・三	鳥取市掛出町五—三	鳥取県地方労働委員会事務局次長	事務局 〇五〇三三二七五八 自宅 〇五〇三三二〇六	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	昭美・一・六
田 中 淳 一	昭六・六・三	鳥取市田園町四丁目二六六	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	事務局 〇五〇三三二七六〇 自宅 〇五〇三三二八六	鳥取県総務部職員厚生課課長補佐	昭壹・四・四
荻 原 隆 通	昭五・六・六	八頭郡河原町袋河原四三七—二	鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	事務局 〇五〇三三二七五九 自宅 〇五〇三三二〇六四	鳥取県企画部統計課企画調整係長	昭君・四・三